

★ 知事の職務代理者を定める規則（規則第二十八号）（人事室・行政管理室）

一 改正の理由

副知事を二人とすることに伴い、知事に事故がある場合等に知事の職務を代理する副知事の順序を次のとおり定めるとともに、地方自治法の一部改正などに伴う必要な改正を行った。

第一順位 副知事 有岡宏

第二順位 副知事 城納一昭

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則（規則第三十号）
（行政管理室）

一 改正の要旨

事務の効率化及び事務手続の迅速化を図るため、地方機関の長の権限を拡大するとともに、引用法令の改正などによる規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）（行政管理室）

一 改正の要旨

行政組織の再編などに伴い、新設・廃止される職員の職に関する定めについて、整理を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日